

個人ボランティア活動登録実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、馬宮地区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が地域での福祉活動健康維持、介護予防、支え合い活動などのボランティア活動を積極的に行うと同時に、効果的に行えるよう馬宮地区内のボランティアの登録を定めることとする。

第2条（登録の対象となる者）

自発的な意思でボランティアの活動を希望する個人とする。

第3条（登録の方法）

ボランティアに参加にしようとする者は、ボランティア活動希望登録カード（様式第1号以下「登録用紙」という。）を本会に提出する。

2 本会は、前項の登録用紙の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは登録用紙を保管するものとする。

3 前項の場合において、未成年者については親権者等の同意を得た者に限り登録の対象とする。

4 団体の代表者は団体登録と個人登録の両方を行うことができる。

第4条（登録証の交付等）

本会は、前条第2項の規定により登録をした者（以下「登録者」という。）に馬宮地区社会福祉協議会ボランティア登録証を交付することもある。

第5条（研修等の機会提供）

本会は、ボランティアとしての活動に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

第6条（登録者の個人情報）

登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するためにのみ使用され、本人の同意がある場合に限り、必要に応じて他のボランティア関係機関、ボランティア活動責任者に紹介することはある。

第7条（個人情報の保護）

本会は、個人のプライバシーが侵害されることのないようさいたま市社会福祉協議会「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理します。

第 8 条（登録の変更）

登録者は、登録内容に変更があったときは、変更届（様式第 2 号）により速やかに登録内容を変更する。

第 9 条（登録の抹消）

本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

（１）登録者からボランティア登録辞退届（様式第 2 号）の提出があったとき。

（２）前号に掲げるもののほか、本会が登録者として不適格と認めたとき。

２ 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を本会に返却しなければならない。

第 10 条（登録の期間）

登録者の登録期間は、登録した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、登録者から特に申し入れがない限り、登録期間の満了日の翌日から更に 1 年延長するものとし、その後も同様とする。

第 11 条（ボランティア活動保険）

登録者は、本会を通じてボランティア活動保険に加入することができる。但し、保険料は登録者本人負担とする。

12 条（その他）

本要綱に記載のないことはさいたま市社会福祉協議会「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規則」に基づき適宜判断し、その都度解決する。

附 則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。